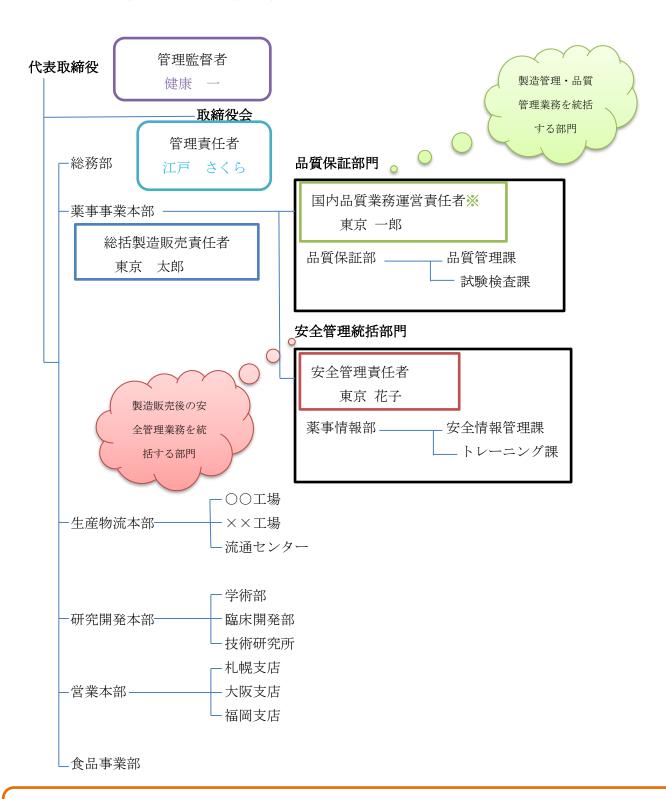
記載例

組織図・製造管理及び品質管理(QMS)に係る体制図・製造販売後安全管理(GVP)に係る体制図

*第2種医療機器:管理医療機器の製造販売業者、第3種医療機器:一般医療機器の製造販売業者、 体外診断用医薬品:体外診断用医薬品の製造販売業者



※国内品質業務運営責任者が製造販売業者の主たる機能を有する事務所の所在地と異なる場所に 所在する場合にあっては、その所在地を記載する。

組織図・体制図チェックリスト

ロには	t √ を、{ }内は、	、該当箇所に○をつけてください。				
①管理	里監督者					
] 管理監督者は、	{代表取締役・取締役・その他(名	·職:) } が行います。		
②管理	里責任者(限定三 和	重の場合は、設置は任意)				
] 管理責任者は、	{代表取締役・取締役・管理職・そ	で他(役職:)}が行います。		
③総括	5製造販売責任者					
] 総括製造販売	責任者は資格要件を満たすことを確	認しています。			
4)国内	n品質業務運営責何	壬者				
	□ 国内品質業務運営責任者は、製造販売業者における品質保証部門の責任者です。					
_	□ 国内品質業務運営責任者は、品質管理業務その他これに類する業務に3年以上従事しています。					
		:販売業・製造業(いずれかに○)}				
{ <u>[</u>	医療機器・体外診	断用医薬品・医薬品(GMP適用の)み)・医薬部外品(GM	MP適用のみ)		
_	(いずれかに○) }	Ø.				
いず [- □1管理監督	者				
れか	□2管理責任	首				
か該当するも	□3総括製造販売責任者					
「する	□4平成26年11月25日の法改正以前(以下旧法)における{品質保証責任者・					
\$]	製造管理者・う	責任技術者}				
のに	□5製造管理	又は品質管理に係る業務に従事した	者			
✓ を	あるいは					
入 れ	□ 6 {ISO900	1 認証取得事業者*(業種:) • ISO13485 ³	*認証取得事業者}で		
て く	品質マネジ	メントシステムの継続的改善又は維	持に係る業務に従事し	た者		
てください	※製品の製造販	売又は製造を行うものに限り、サービス技	是供等のみを行うものを除<	₹ ∘		
کی ک	: して、3 年以上行	ど事しています。				
<	(会和7年1月31	日医薬贮麻器 0131 第 1 号通知適用	1の国内品質業務運労害	任者を設置する場合>		
·	< 令和7年1月31日医薬監麻発0131第1号通知適用の国内品質業務運営責任者を設置する場合> □ 当社は管理医療機器であるプログラム医療機器の製造販売のみを行う第二種医療機器製造販売業者です。					
	□ 当社は中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者です。(常時使用する従業員 人)					
	□ 国内品質業務運営責任者はソフトウェア開発業務等の3年以上の従事経験があります。					
	□ 国内品質業務運営責任者は研修受講を修了しています。					
		ザーは、{製造販売業・製造業(いっ	· -	医療機器・		
	体外診断用医	薬品・医薬品(GMP適用のみ)・医	· 薬部外品(GMP適用	のみ)(いずれかに○)}の、		

上記、□1、□2、□3、□4、□5、□6いずれかの者として3年以上従事した者です。

	国内品質業務運営責任者は、販売に係る部門には所属していません。また、国内の品質管理業務の					
	適正かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれはありません。					
⑤安全管	受理責任者					
	□ 安全管理責任者は、安全確保業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有しています。					
	安全管理責任者は、販売に係る部門には所属していません。また、安全確保業務の適正かつ					
	円滑な遂行に支障を及ぼすおそれはありません。					
	自己チェック日 令和 年 月 日					
	会社名					
	(担当者・					

※このチェックリストも、申請時にご持参ください。

□ 国内品質業務運営責任者は、国内の品質管理業務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有しています。